

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	旧黒岩家住宅管理業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、簾舞地区開拓に関する歴史を伝えるための施設である旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。</p> <p>旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会は、旧黒岩家住宅の家屋を末永く保存し、簾舞地区開拓における先人の苦労を後世に伝承することを目的として組織されている。</p> <p>また、同保存会が独自に収集した民具・農具等を展示・解説することで、効果的に文化財及び同地区の開拓期における先人の功績を伝承する役割に大きく貢献している。</p> <p>このことから、簾舞地区開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年2月25日